

# 人事労務通信

社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



新年おめでとうございます。  
今年もよろしくお願ひ致します。



謹賀新年

昨年色々とお世話になりました  
本年もよろしくお願ひいたします  
二〇二二年一月一日

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前四丁目  
電話 〇九二四〇九一七〇二号  
FAX 〇九二四〇九一八八七  
E-mail: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)  
社会保険労務士  
人事労務センター  
所長 大隈昭子

社会保険労務士事務所を開業して、今年4月からは、11年目がスタートします。開業にあたって私は、40年間の福祉・保育分野で働いてきた経験を活か

し、“女性が働き続けるために、いくらかでもお手伝いが出来れば”との思いを強く持ってきました。

幸いなことに、多くの事業所や働く皆さんとの出会いがあり、事業所の発展や働く上での悩みや相談を通じて、社労士としてお手伝いがいくら出来たのではないかと感じています。

開業して2年目の2月から、発行の「人事労務通信」は、昨年5月号で100号を突破致しました。

読み返してみると、事業の運営や法改正などのお問い合わせに答えていくための「Q&A」や「助成金情報」などに対する反響もあって、激励

も沢山いただき、私自身が仕事に対する大きな励みとなっています。

引き続き、よろしくお願ひします。



## 雇用調整助成金(コロナ特例) 「対象期間」の延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株などの変異を続け、なかなか終息しません。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に適用されている雇用調整助成金の特例措置は、令和4年3月31日まで延長されました。

中小企業については、解雇等をおこなっていない事業所の場合では、業況特例・地域特例を受ける事業所は、これまで通り、支給額の100%、1日最高額が15000円が助成されます。

その他の事業所の場合の原則的な措置は、助成率が支給した額の90%で1日最高額が1月、2月は11,000円、3月は9000円となります。

\*詳細はお尋ねください。



## キャベツと塩コブの炒め物

夫の友人から立派なキャベツが届きました。

年末に息子さんのお嫁さんから教わったキャベツと塩コブのシャキシャキ炒めをつくりました。

キャベツをざく切りにし、フライパンにごま油、キャベツと塩コブを入れて炒めるだけ。炒めすぎず、キャベツのシャキシャキ感を残すのがコツ。おいしい。



人事労務センターホームページ  
<http://roumu.b-souken.com>  
Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 65歳を過ぎて退職した場合の求職者給付

### Q&A

Q：65歳を過ぎて社員が退職します。雇用保険の手続きは、通常の手続きとは違うのでしょうか。

A：65歳を過ぎても退職手続きは、離職票の本人への交付など特に違いはありません。

Q：65歳を過ぎると「退職後の給付金が一時金になる」と聞いたのですが。

A：そうです。高年齢継続被保険者の退職者（65歳以上で退職された方）の場合は、一時金として支給されます。

Q：支給条件はどうなっていますか。

A：求職活動中であることを条件に、被保険者であった期間が1年未満の場合は、30日分、1年以上の場合は、50日分の求職者給付金が一時金として一括支給されます。

Q：手続きは、どのようになりますか？

A：退職された方が、退職の際に発行される「離職票」を持参して、ハローワークに申請されると、通常、2週間から1カ月の間に失業中で求職中であることを確認する「失業認定日」が決まり、認定されると一時金の支給日が決まります。

Q：失業中、求職活動中の認定とはどういうことですか

A：認定日までの間に、ハローワークでの求職活動や知り合いから紹介された会社の面接なども求職活動と認定されることがあります。詳しくは、ハローワークでの離職の手続きの際にパンフレットなどで説明されます。

Q：その他、注意をすることは、ありませんか？

A：高年齢求職者給付金の受給期限は、離職の日の翌日から1年を経過する日となっています。

両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるように「傷病手当金」の支給期間が通算化されます。（施行日は、令和4年1月1日からです。）

### 改正のポイント

- ①同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ②支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り返して支給可能となります。
- ③改正前の傷病手当金は、支給期間中の途中で就労した場合は、不支給期間となり、暦日で1年6か月を経過すれば、傷病手当金は、支給されませんでした。法改正によって、支給開始日から通算して1年6か月間の傷病手当金の支給が可能となりました。（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金が対象です。）



### あとかき

年末年始の慌ただしい日々は、あっという間に過ぎていった。

わずかな時間ではあったが、久しぶりに子や孫たちと、かけがえのない時間を楽しく過ごすことができた。

友人・知人からの年賀状では、「一日も早いコロナの終息を願う」「皆で集い思いっきり語り合いたいよね」などなど切実なコメントばかりです。

一日も早くコロナ禍の不自由な日々が収束することを願うばかりです。



### 法改正情報

## 「傷病手当金」 支給期間の通算化

健康保険法等が一部改正され、治療と仕事の



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax 092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## ロウバイ ふくいくと春 山鹿市・芋生さんの facebook より



熊本・山鹿市の友人、芋生さんが庭に咲くロウバイを facebook にアップされていた。

「最低気温マイナス3～4℃とまた少し冷え込む日が続きそうですが、庭に出るといい香りに包まれる。蠟梅が咲きほこっています。」



## 育児休業給付金の支給対象期間延長

育児休業給付金の支給対象延長は、職場に復帰するために保育所等の入所を希望し申し込みをしたが、子の1歳に達する日の翌日（誕生日）に入所できない場合に限定され、以下の2つの要件を満たすことが必要です。

①市区町村等で保育所等の入所申し込みを行うこと。②入所申し込み時に、入所希望日を1歳の誕生日以前とすること。例えば、令和3年10月1日生まれの子の場合、1歳の誕生日である

## 筑後吉井のおひなさまめぐり 2月11日～4月3日

有馬藩の城下町久留米と天領日田を結ぶ豊後街道の宿場町として栄えた福岡県吉井町。風情あふれる白壁の町並みのなか「筑後吉井おひなさまめぐり」が開催されています。



令和4年10月1日までの日を入所希望日として申し込む必要があります。

\*入所可能か市区町村に問い合わせだけではなく、入所の申し込みが必要で、1歳の誕生日の翌日以降とした場合は、支給対象期間延長はできませんが、例外として、支給対象期間延長が認められる場合があります。詳細は、お尋ね下さい。



## カリフラワーの だしマヨ炒め

今回もつれあいの友人から届いたカリフラワーを使った簡単レシピ。カリフラワーのだしマヨ炒めです。

カリフラワーは、茹でるのではなく、弱火でゆっくり炒めるのがポイントです。

①カリフラワーを小分けにする。②フライパンにオリーブオイルをひき、並べる。

③両面を弱火で、焼き色が付くまで（約7分程度）焼く。④マヨネーズ大さじ4、だしパック1の中身（8g）、おろしにんにく適量、柚子胡椒適量、を混ぜ合わせ、万能ねぎ5本程度を4～5センチに切り、フライパンに入れて混ぜ合わす、4～5分炒めると出来上がり。



人事労務センターホームページ  
<http://roumu.b-souken.com>  
Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 36協定は何故必要ですか

### Q&A

Q：時間外労働をさせるためには、36協定が必要と聞きましたが、なぜですか？

A：労働基準法は、労働時間等の原則として、1日8時間・1週40時間以内の「法定労働時間」と1週間に1日の休日を付与することを「法定休日」として定めています。

この「法定労働時間」「法定休日」を超えて労働させる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定の締結と所轄労働基準監督署への届出が必要と規定されています。これを通称として「36協定」といいます。

Q：36協定の締結や監督署への届出を行わなかった場合には、罰則規定などがありますか？

A：「36協定」は、労働者を保護するため時間外労働や休日労働を労使で協定と届出義務が規定され、違反すると罰則規定があります。

Q：どのような規定でしょうか？

A：時間外労働の上限（限度時間）は、月45時間・年360時間で、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

さらに、臨時的な特別の事情があっても労使で合意する場合でも、年720時間、複数月平均80時間以内（休日労働を含む）、月100時間未満（休日労働を含む）を超えることはできません。また、月45時間を超えることができるのは、年間6か月までとなっています。

罰則規定では、「法定労働時間」を超えて働かせると、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金刑が設けられています。

※厚生労働省では、36協定で定める時間外労働及び休日労働の留意事項として、以下のような指針を策定しています。

- ①時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめてください。
- ②使用者は、36協定の範囲内であっても、労働者に対する安全配慮義務を負います。また、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意する必要があります。
- ③時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にして下さい。などです。

## 「衝撃！」10巻を一気に読み

ビジネス総研「通信」の2月号に林田春美さんが最近読んだ本に関するコラム「子供を殺して下さい」が掲載されています。



私は、林田さんが紹介したこの本を手にして読み始めると、1巻から10巻まで一気に読みして林田さんと全く同じ衝撃を受けました。

現実社会で起きる悲惨な事件や事故を見聞きする度に、なぜ？どうして？と疑問に感じ、特に子どもたちの命と人権を守る立場で何とかできないものかと、何度か主張してきたつもりです。

ところが、この本の原作者は、株式会社トキワ精神保健事務所を創業後、“説得”による「精神障害者移送サービス」を日本ではじめて創始し、移送後の自立・就労支援にも携わるなかでの壮絶な取組が描かれている漫画本で現在までに10巻が発行されています。

漫画といって「侮れない」内容です。



### あとかき

今月は、共働きの息子夫婦宅へ第3子が誕生することから、急遽、現地への出張支援を行うこととなりました。

社労士業務を片方で進めながらの出張支援は、いろいろと大変な面もありますが、孫たちの健やかに育つ姿に触れながらの日々は、何物にも変え難い喜びと感動があります。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



# 人事労務通信

社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



## 樹齢120年超える紅梅 鳥栖市・村田八幡神社下宮



鳥栖市江島町の村田八幡神社下宮の紅梅が満開です。立札には「佐賀県の古木推定樹齢120年」とあります。

根元の幹は、そのほとんどが空洞ですが、毎年見事な花を咲かせています。



## 女性の働きやすさランキング

国際女性デーに英紙「エコノミスト」発表

英国のエコノミスト誌は、国際女性デーに合わせ、主要29か国の女性の働きやすさの指標化したランキングを発表。このランキングは、女性が、管理職に占める割合や男女の賃金格差な

ど10項目の指標に基づいてエコノミスト誌が独自にランク付けしたものです。

日本は、29か国中の下から2番目の28位。この順位は、2016年から同じ順位にとどまっています。

エコノミストは「日本や韓国は、女性が家庭かキャリアかを選択しなければならない状況が続いている」と分析しています。

1位のスウェーデンから4位のノルウェーの順位も変わらず北欧が占めています。

日本では、去年は東京五輪・パラリンピック大会組織委員会の会

- 1位 スウェーデン
- 2位 アイスランド
- 3位 フィンランド
- 4位 ノルウェー
- 5位 フランス
- 6位 デンマーク
- 7位 ポルトガル
- 8位 ベルギー
- 9位 ニュージーランド
- 10位 ポーランド
- 11位 カナダ
- 12位 スロバキア
- 13位 イタリア
- 14位 ハンガリー
- 15位 スペイン
- 16位 オーストラリア
- 17位 オーストリア
- 18位 米国
- 19位 イスラエル
- 20位 英国
- 21位 アイルランド
- 22位 ドイツ
- 23位 チェコ
- 24位 オランダ
- 25位 ギリシャ
- 26位 スイス
- 27位 トルコ
- 28位 日本
- 29位 韓国

長であった森喜朗元首相による女性蔑視発言への批判が高まり、橋本聖子会長の就任などの変化もありましたが、まだまだ、下から2番目の28位とは、残念な思いとともに、もっともっと発信し続けなければとの思いを強くしています。



## レンジで簡単 焼きリンゴ

- ①リンゴの皮をむいて、8等分に切る。
- ②お皿に入れて軽くサランラップを掛けて、レンジで2~3分程度チンして出来



上がり \* 冷蔵庫に入れて子ども達のデザートに最適



人事労務センターホームページ  
<http://roumu.b-souken.com>  
Eメール : [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 雇用保険の求職者給付における 特定受給資格者と特定理由離職者

### Q&A

Q：会社を退職して受給できる求職者給付には、「特定受給資格者」と「特定理由離職者」があるとききましたが、それはどういうことですか？

A：「特定受給資格者」とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方、「特定理由離職者」とは、「特定受給資格者」以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことや、その他やむを得ない理由により離職した方のことです。

Q：自己都合退職の場合との違いはどんなことですか？

A：雇用保険の求職者給付は、退職した後も働く意思があり、仕事を探している方に給付される制度です。「特定受給資格者」と「特定理由離職者」は、会社の都合で退職をされる方に適用される制度で、基本手当の支給開始日や日数が自己都合で退職された方に比べて優遇されています。

Q：「特定受給資格者」「特定理由離職者」の判断は、どこが行うのですか？

A：ハローワークにおいて、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、それぞれの主張を資料によって確認して事実確認を行った上で、離職理由を慎重に判定します。

\*判断基準については、厚生労働省のホームページにパンフレットが掲載されています。

## 高さ100メートル 巨大な「キリン」がお目見え アイランドシティ(福岡市東区)

このキリンの正体は、アイランドシティのコンテナターミナルに設置されているクレーンがキリン柄に塗り替えられたものです。

これは、設置から約20年が経過したクレー

ンの劣化防止のため塗装するに当たり、アイランドシティに移転された福岡市立こども病

院に入院中の子どもたちを励まそうと、昨年10月から工事を進め、この3月に完成したものです。

公開された日には、入院中の子どもたちからも喜びの声があがっているとのテレビ報道がありました。

工事費は約1億700万円。通常の塗装費用は、8500万円で、約2500万円は、国土交通省の補助金を活用したとされています。

“意気な計らいだなあー”と感心しました。



### あしがき

2月号に掲載したように、只今「出張支援中」につき多忙な日々を送っています。

孫たちとのふれあいは、楽しいものですが、仕事をつづけながら、なれない地域での保育園への送り迎えや食事の準備、洗濯、掃除の支援は、時間に制約される中で結構厳しく大変さも感じています。

5人目の孫が生まれて1カ月が経過しました。孫3姉妹の健やかな成長を祈りながら、そろそろ私の役割を終了して、九州に変える準備をしています。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax 092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 春爛漫・桜満開のグランドゴルフ 鳥栖市江島町の愛好家の皆さん



鳥栖市江島町のグランドゴルフ愛好の皆さんが整備した練習場の桜が満開です。

・春爛漫・桜満開の下でのグランドゴルフ。“ホールインワン”や“惜しい”など、和気あいの光景が繰り広げられていました。



## 新年度が始まる。

大隈 昭子

新年度は“新たな目標”を立てたり、“実現したい夢”に向かった具体的な行動計画を考えてみたりと、心機一転、新たな気持ちで物事に取り組む方も多いと思います。

私もさわやかな春風の中で、新しい環境、新たな出会いや新たな挑戦を試みることでチャンスが巡ってくるような予感がしています。

2月に生まれた孫も、この4月、産休明け保育へと新しい環境でのスタートです。

保育園児も、幼稚園児もそれぞれ1つ上のクラスへと進級し、先月までは、小さな園児たち

のお世話をしてくれていた年長さんは、卒園して、小学生になりました。

小学校へ入学する子、中学校へ入学する子、高校や大学や専門学校へ入学する子らもいます。

コロナ渦で、なかなか思うように計画が進まず、「夢にみていた学生生活もなんとなく消化不良でした」と残念な気持ちを抱いていた若者も、長く続いたコロナ渦による“緊急事態宣言”も解除され、この4月からの新年度が始まり、社会人になる若者も沢山います。

この間、味わって来た不自由な体験を挽回すべく「今だからこそ出来る計画」を立てて、新たな一歩を踏み出してみませんか？

この4月から新年度。新たな目標に向けて、友だちと“夢を実現するために大いに語り合おうよ”と前へと進む姿が目に見えます。



## 在職老齢年金支給停止対象額が47万円以上に

65歳未満の方の在職老齢年金制度は、令和4年3月までは、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額が「28万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止され、65歳以上では、この支給停止額が総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額が47万円です。



令和4年4月以降は、この65歳未満の方の在職老齢年金制度が見直され、65歳以上の方と同じように、年金額の全部または一部支給停止は、「47万円」を上回る場合とする方法に緩和されました。



人事労務センターホームページ  
<http://roumu.b-souken.com>  
Eメール : [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 週20時間未満就労となった従業員の雇用保険の被保険者資格

### Q&A

Q：週20時間の契約で働く雇用保険の被保険者の勤務実績をみたところ、週の労働

時間が20時間を満たさない期間があることが判明しました。こんな場合は、以前に遡って「雇用保険の資格喪失届」の提出が必要となりますか？

A：職場のシフト表の関係で、たまたま20時間を満たさなかった週があったとしても、すぐに「喪失届」の提出は必要ないと思われます。

Q：状況を詳しく見てみると、1年間の内、6カ月が20時間未満となっています。

A：その場合は、週20時間未満常態化したともいえる状況で、今後も1週間の労働時間が20時間を超えることが無いと思われる場合は、雇用契約を変更し、「雇用保険の被保険者資格の喪失届」の提出が必要となります。

今後職場では、どのような対応を検討されていますか？

Q：当該職場には、「労働契約内容通り週20時間以上働いてもらうか、契約内容を20時間未満に変更した上で、雇用保険の資格喪失届を提出するのか」を話し合って結論を出すよう検討しています。

A：雇用保険の被保険者資格は、法律で決められていますから、この資格条件を遵守することが求められますが、労使双方が納得して働くことが大事ですから、よく話し合って、結論を出されることは大事なことです。

- ①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
  - ②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備
  - ③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
  - ④自社の育児休業・産後パパ育休制度と育休取得促進に関する方針の周知
2. 個別の周知・意向確認。

妊娠・出産の申出をした本人または配偶者に、雇用環境整備制度の内容の説明や制度活用意向の確認などの取組が求められます。

☆有期雇用労働者が育児休業や介護休業を取得できる要件が緩和され「引き続き雇用された期間が1年以上」という要件は削除され「1年6か月までの間に契約が満了することが明らかでないこと」のみが要件となりました。

☆産後パパ育休は、令和4年10月1日から施行となります。

◎第2弾：令和4年10月1日施行の内容につきましては、次号でお知らせします。



### あとかき

今、4月のさわやかな春風の中で12年目の

人事労務センターの業務をスタートしました。これまでにお世話になった多くの方々との出会いや経験を活か



して業務を遂行して行きたいと考えています。

また、人事労務通信へ皆様からの感想やお便りが大きな励みになっており、今後も、頑張っ発行していきたいと思ひます。

### 法改正情報

## 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日より、以下事項が義務化されました。

1. 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備
- 次の①②③④のうち、複数の取組を実施することが求められます。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
**人事労務センター**  
 〒812-0011  
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
 ☎ 092-409-4188  
 Fax092-409-4187  
 Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 将軍藤 小郡市大中臣神社



大中臣神社の境内に咲く藤の樹齢は660年と推定され、1970年に福岡県の天然記念物に指定されました。この藤は、日本三大合戦のひとつである大保原合戦で負傷した征西将軍懐良親王が奉納した「将軍藤」と伝えられています。



### 法改正情報

### 出生時育児休業(産後パパ育休)と分割取得

#### 育児・介護休業法の改正のポイントの第2弾

1. 「出生時育児休業(産後パパ育休)」と「育児休業の分割取得」は、本年10月1日より施行されます。

その内容は次の通りです。

改正事項	産後パパ育休(育休とは別に取得可能)の内容	育児休業制度改正の内容
対象期間と取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳(最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1カ月前まで
分割取得	分割して2回取得可能(初めにまとめて申出)	分割して2回取得可能(取得の際にそれぞれ申出)
休業中の就業	労使協定を締結し、労働者が合意した範囲で就業することが可能	原則就業不可
1歳以降の延長	/	育休開始日を柔軟化
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に限り再取得可能



## バラが次々と満開

春になって我が家の庭は、大賑わい。白モクレン、こぶしに続いて、いくつものバラが咲き誇っています。



これらのバラは、苗を購入して植えたものもありますが、切り花から、根だしをして咲かせたものなどで10株(5種類)が、次々に咲いています。



人事労務センターホームページ  
<https://roumu.b-souken.com>  
 Eメール : [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 賃金の毎月払いの原則と 割増賃金の翌月払い

### Q&A

Q：賃金は、毎月支払いが原則だと聞いていますが、残業の締め切り日との関係で、割増賃金については、翌月払いにすることに問題ありませんか？

A：賃金の支払いに関して、労基法第24条では、締切日と支払日を定め、毎月1回以上支払うべきことが定められています。これは必ずしも当月労働した分に対応する賃金をその月のうちに支払わなければならないという意味ではありません。

Q：どういう意味ですか

A：賃金支払いの計算上、勤務実績に応じて計算する賃金の場合は、当然、締切日と支払日との間に間隔があいてなければ支払が不可能だからです。

Q：当社では、割増賃金以外の本給等（毎月決まって支給される分）については、各月の1日から末日までの分をその月の25日に支払いますが、違反にはならないと理解してよいですか？

A：そうです。賃金については、「賃金支払の五原則」として、労働基準法第24条において、①通貨で、②直接労働者に、③全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて支払わなければならないと規定されています。

この規定に基づいて、各社の就業規則（給与規程）においても、締切日や支払日、計算方法等について定められていると思います。

## 雇用保険料率の変更

### 今年度は4月と10月の2回

令和4年度の雇用保険料率変更は、4月と10月の2回行われます。

一般の事業の場合、4月の変更では、労働者負担は1000分の3のままで変更ありませんが、事業主負担が、1000分の6から6.5に変更

されました。

同じく一般の事業の場合、10月には、労働者負担分が、1000分の3から5へ、事業主負担分が1000分の6.5から8.5に変更されます。

その他、農林水産業、建設業についての詳細は、以下の表のとおりです。

\*令和4年4月1日～9月30日

事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6.5/1000	9.5/1000
農林水産等	4/1000	7.5/1000	11.5/1000
建設の事業	4/1000	8.5/1000	12.5/1000

\*令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産等	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000



## あしがき

今年のゴールデンウィークは、飛び石とはいえ、10日連続の休暇も実現可能などの宣伝もある中で、「どこかでゆっくり過ごすのも良いかな？」など考えてみたものの、結局、3年ぶりに開催された有田の陶器市に。早朝に出発し、たいした渋滞にも会わず、ぶらぶらとお店をのぞいて回り、半日だけ楽しみました。

最終日の8日は“母の日”。2人の息子からメッセージとプレゼント。そして何よりも、スカイプでの孫たちの元気な姿とお話は、最高のいやしとなりました。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



## 今年も艶やかなピンク 二千年蓮（大賀蓮）開花 佐賀県みやき町・千栗土居公園



佐賀県みやき町の千栗（ちりく）土居公園には、「二千年蓮」が開花の時期を迎えています。

この蓮は、

1951年（昭和26年）に千葉県弥生時代の遺跡から発掘された3粒の蓮の実を、植物学者の大賀一郎博士が発芽させ、「大賀蓮」と命名され、のちに「二千年蓮」と命名されたものです。

この池の「二千年蓮」は、友好親善のために世界各国と日本各地に贈られたものが、めぐりめぐってこの地で、「みやき二千年蓮を見守る会」が、管理しているものです。



## 育児休業取得促進研修会 放課後デイサービス、居宅介護サービス事業所

放課後デイサービスと居宅介護サービスをおこなっているW事業所では、職員の育児休業の取得を促進するために「育児休業取得促進のための研修会」を行いました。

これは、子育て中の女性職員の皆さんの育児休業や育児休暇、配偶者が出産したばかりの男性職員の皆さんの「育児休業（パパ育休）」や育児目的休暇の説明とその取得促進を図るために開かれたものです。

社会保険労務士の林田春美さんがパワーポイ

ントを使って講義しました。

講義の後の質問タイムでは、「育児休業と育児目的休暇との違い」の質問があり、「育児休業は、子の1歳に達するまでの期間で申出した期間とれる制度、育児目的休暇は、1日単位で取得できる制度で1年間に5日間取得可能であること」などが紹介されました。

また、配偶者の出産後の育児に奮闘している男性職員からは、「制度を利用して頑張りたい」との感想も出されました。



## 紫陽花は寄り添って大輪の花となる

梅雨入りをしたばかりの庭の花は、紫陽花とガクアジサイが我が物顔に咲き誇っています。

都合よく雨もしとしと降り、花も葉もみずみずしい姿を見せてくれます。

ポチュラカやクリスマスローズもひっそりと咲いています。

待ち遠しいのは、2年前に植えたアガパンサス。やっと花芽が膨らんできましたが、開花までには、時間が掛かりそうです。



人事労務センターホームページ  
<https://roumu.b-souken.com>  
Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 雇用保険のマルチジョブ制度

### Q&A

Q：65歳以上の方を対象とした「雇用保険のマルチジョブホルダー制度」とは、どのような制度ですか？

A：、「雇用保険マルチジョブホルダー制度」とは、令和4年1月1日から施行された制度で、65歳以上で複数の事業所に雇用され、合わせて20時間以上働いている労働者で、一定条件を満たせば特例の雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）になることができるという制度です。

Q：一定の要件とは、どのような要件ですか？

A：それは、以下の3つの要件です。

①複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること。

②2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

③2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること—の3要件です。

Q：この3つの要件を満たして被保険者になった場合には、どのようなメリットがあるのですか？

A：雇用保険の被保険者としての適用を受けることができます。例えば、離職の日以前1年間に11日以上賃金支払いの基礎となった日数のある完全な月が6カ月以上（11日に満たない場合は80時間以上）の勤務実績等があれば、被保険者であった期間に応じて30日分または50日分の一時金が支払われます。その他、育児休業給付・介護休業給付・教育訓練給付等も対象となります。

Q：具体的な手続きはどうするのですか？

A：労働者本人が自身の住居地を管轄するハローワークに申出ること、申出を行った日から雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができます。

※詳細は、お尋ね下さい。

## 令和4年度の労働保険年度更新

労働保険の年度更新は、令和3年度に概算で支払っている保険料を確定保険料としてその過不足を清算し、併せて新年度（令和4年度）の概算保険料を支払う手続きです。

年度更新の手続き期間は、6月1日から7月11日までとなっています。

今年度は、労災保険料率の変更はありませんが、ことしは、雇用保険の料率が4月1日と10月1日の年に2回改訂されます。

したがって、概算保険料の計算時に料率を4月から9月と10月から令和5年3月までの、半年分毎に計算し、年間分を算出する必要があります。



## あしがき

華の会の6月例会は、“華の会の醍醐味であるコミュニケーションが発揮される機会を”との世話役の配慮ある企画で開催されました。



自己紹介や参加するきっかけ、日常業務の紹介など和気あいあいの雰囲気の中で、感動の時間を共有することが出来ました。

参加者から、「先輩社労士から本を紹介されたことがきっかけです」との発言があり、「創設者の一人である八谷武子先生の著書“平生業成”が参加するきっかけだとの発言がありました。

八谷先生とは、華の会の世話役を仰せついていた時、お話をうかがい感動したことから、先生のこの本を皆さんにおすすめした経過もあり、その著書が“華の会”の新たな会員を拓げていることに、さらに感激した例会になりました。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



# 人事労務通信

社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax 092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



## ひまわり 小郡市・八坂 ウクライナに想いを寄せ



“小郡市の休耕田にひまわりが満開”のニュースに、出かけてみることにしました。

ひまわりはウクライナの国花。あらためて、ロシアの野蛮な侵略への怒りが沸き上がります。



スタ  
コラ

### 断捨離と整理整頓

大隈 昭子

「今は、時間が取れないから」と何となく先送りしがちな断捨離を執行しています。

「日々整理整頓を心がけていれば、悩む必要もないことだよ」と笑われることなのかもしれませんね。

以前も、このテーマで、投稿したことがあります。(2018.5)

”断・捨・離は、日頃から時間を見つけて行うべし“は、4年前に投稿した「ゴールデンウイークは、断・捨・離ウイーク」の教訓でした。

この時は、ゴールデンウイークで、時間的に余裕があり、事務所や自宅の荷物の整理が割合スムーズに進行し、楽しみながら、進めること

が出来たように記憶しています。

今回は、社会保険労務士の業務が、1年で一番集中している期間ですが、何としても決行したい大きな目的がありました。

「8月に、子どもを連れて帰省するかもしれない」と息子から連絡があったからです。

日頃は、夫婦2人だけの生活と、それぞれの業務は、可能な範囲でオンラインで行い、必要最小限の日常生活と業務で過ごしています。

可愛い孫たちが来るとなると、受け入れるための環境整備がどうしても必要なんです。

早速とりかかり、猛暑とたたかい、汗をかきながら、段ボール箱何箱もの不要な品物を整理しています。

庭の草花や立木の剪定も自分たちでできることはすすめ、少しは、見栄えもよくなったかなあと自己暗示にかけています。

この活力は、どうやら、孫たちにもらっているように思います。

「孫には、水遊びや花火などもさせてやりたい」、「バーベキューも楽しめるかな。どんな献立が良いかな？」などなど、楽しい日々を過ごさせるための一連の準備が、断捨離と整理整頓の後押しとなっているようです。

でも、前回の教訓同様「快適な業務の推進と快適な生活空間を維持する」ためには、「やっぱり日頃から気を配ってすすめないと」との思いを強くしています。



### 人参葉、玉ねぎなど 野菜スープ

このところ、ありがたいことに野菜の差し入れが続いています。

葉付の人参と玉ねぎのスープを作りました。

人参葉の食感と香りを楽しみました。



人事労務センターホームページ  
<https://roumu.b-souken.com>  
Eメール : [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



## 健康保険・厚生年金の対象拡大

### Q&A

Q：健康保険・厚生年金保険の対象者が拡大されるようですが、対象者は、どのようなになりますか？

A：現行では、企業規模要件で500人超の事業所のみで短時間労働者を被保険者の対象とすることが認められていますが、法律改正によって、令和4年10月より、段階的に対象拡大がすすめられます。

Q：具体的には、どのようなになりますか？

A：令和4年10月からは、企業規模が101人以上に拡大され、令和6年10月からは、51人以上の企業規模まで、拡大されるようになります。

Q：拡大対象となる企業規模では、だれでも被保険者になることができるのでしょうか？

A：いいえ、企業規模以外に、対象労働者の労働時間要件や賃金要件、勤務時間要件などの要件を満たすこととされています。

Q：どのような要件を満たせば良いのですか？

A：新たな加入対象者は、次の4要件をすべて満たすこととされています。

①週の所定労働時間が20時間以上②月額賃金が8.8万円以上③2カ月を超える雇用の見込みがある④学生ではない。

Q：事業者や労働者にメリットはありますか？

A：事業所にとってのメリットは、これまで健康保険・厚生年金の対象ではなかった方が、対象となります。

このことで、短時間労働者への社会保障が充実し、雇用環境を改善することで人材確保の条件が広がります。

労働者にとっては、医療保険や年金(老後・障害・死亡)の保障が充実することになります。

※詳細は、お尋ね下さい。

## ねんきんネットは便利です

「ねんきんネット」を活用して、年金記録の確

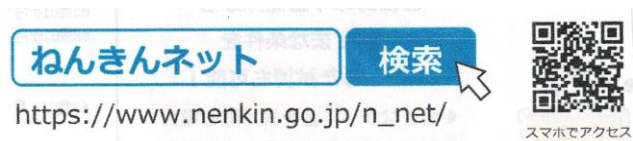
認や年金見込み額の試算をしてみませんか。

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認できるサービスで、年金記録や年金見込み額を「ねんきんネット」で確認できます。

### ねんきんネットでできること

1. ご自身の年金記録の確認
2. 将来の年金見込み額の試算
3. 電子版「年金定期便」の閲覧
4. 受給に関する各種通知書の確認

### 詳しくは「ねんきんネット」で検索



\* 日本年金機構のホームページより

## あとかき

毎年、7月に入ると月日の流れの速さに驚きを感じます。「えっ、もう今年も半年過ぎたねー」などの会話があちこちで交わされています。



7月の社会保険労務士の業務は、1年の中では、最も忙しい時期です。

7月11日までの提出期限を前に、労働保険の年度更新業務、社会保険の月額変更届や算定基礎届業務など各事業所のデータをもとに申請書を作成し、提出作業を行うのです。やっと、終了した時の安堵感は、何ものにも代えられません。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax 092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 筑後川花火大会

3年ぶりに開催



筑後川花火大会が3年ぶりに開催され、夜空に大輪の花火が打ちあがりました。

この花火大会は、1650年、久留米藩2代藩主有馬忠頼が水天宮に社殿社地を寄進し、その落成にあたって発

揚したのが始まり。その後水天宮奉納花火大会として続き、昭和40年に筑後川花火大会と名前が変わり開催されてきたものです

今年は、コロナ禍で、30分間に短縮されましたが、6000発の花火は、圧巻でした。



## 地域別最低賃金(2022年) が公表されました

中央最低賃金審議会(厚生労働相の諮問機関)の小委員会は、10月に改訂される令和4年度の地域別最低賃金の目安を全国平均で、時給961円とすると決め、公表しました。

「地域別最低賃金額」とは、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。

今年の議論では、物価高の影響をどう評価するかが、最大の焦点でした。「前年度比の上げ幅

は、31円と過去最大で、伸び率は3.3%になった。」と評価するような報道もありますが、この間政府は、早期に最低賃金を1000円にする目標を掲げてきました。

日本の最低賃金

は、他の先進国(ドイツ約1,600円、フランス約1,450円など)と比べると見劣りがします。

引き上げの目安は各地域の経済状況に応じ、都道府県ごとにA~Dの4つに分類されていますが、九州の各県は、C、Dに分類され30円アップに区分されています。

最低賃金の引き上げは、パートやアルバイトなどの非正規の従業員への影響が大きく、こうした非正規の従業員に支えられている中小企業にとっては、賃金の引上げ原資の確保など厳しい対策が求められているといえます。

県名	新最低賃金	現行最低賃金、
福岡	900円	870円
佐賀	851円	821円
長崎	851円	821円
熊本	851円	821円
大分	852円	822円
宮崎	851円	821円
鹿児島	851円	821円
沖縄	850円	820円
全国加重平均	961円	930円

今回示された最低賃金の目安額は、今後、各地域の経済状況に応じて、都道府県毎に目安額をもとに決定されます。



庭の片隅のデラウェアが色づきました。

人事労務センターホームページ



<https://roumu.b-souken.com>

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 健康保険・厚生年金の適用拡大 の具体的な進め方

### Q&A

Q：前月号の社会保険の適用拡大の具体的な進め方は、どうすればいいですか

A：社会保険（健康保険・厚生年金）の適用拡大は、現行では501人以上の事業所で適用されていますが、令和4年10月より、従業員数が101人以上の企業（事業所）で、①週の労働時間が20時間以上30時間未満②月額賃金が、8.8万円以上③2カ月を超える雇用の見込みがある④学生ではない。の4要件を満たす従業員に適用されます。

Q：職員が130人ですが、そのうち対象となる職員が10人程度ですが、具体的な準備は、どうすればいいですか？

A：対象となる企業（事業所）には、事前に、手続き内容等を説明する書類が届きますので、その資料にそって加入対象者の把握を行い、対象となる従業員に対して社会保険の適用拡大により被保険者が受けるメリットや、資格要件等の説明が必要です。

Q：社会保険に加入した場合のメリットとは、どんなことでしょうか？

A：社会保険（健康保険・厚生年金）に加入することで、特に、厚生年金保険によって老齢・障害・遺族年金の保障が、これまで、基礎年金だけだったものが、厚生年金が上乘せされて2階建てとなり年金額が増加します。

Q：社会保険の保険料はどうなりますか？

A：保険料負担は、会社と折半となります。

Q：対象拡大によって、事業所にメリットはありますか？

A：事業所にとっては、新たな保険料の負担が増えますが、メリットとしては、これまで健康保険・厚生年金の対象ではなかった短時間労働者への社会保障への加入による雇用環境の改善によって求人条件が良くなります。

※詳細は、お尋ね下さい。

## 助成金情報

## キャリアアップ助成金 正社員化コース

キャリアアップ助成金の正社員コースが令和4年4月1日より変更されました。

正社員化コースの変更は、有期雇用労働者から、無期雇用労働者への転換コースが廃止され、助成金は、以下の内容です。

①有期雇用労働者から、正規雇用労働者への転換：1人当たりの助成額は、57万円

②無期雇用労働者から、正規雇用労働者への転換：1人当たりの助成額は、28万5千円

両コースとも令和4年10月1日以降の正社員転換から適用されます。

### \*正社員定義の変更

「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限ることとなります。

その他、非正規雇用労働者定義が変更され、「賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6カ月以上受けて雇用している有期または無期雇用労働者となります。



## あとかき

毎日暑い日が続いています。

遠くに見えていた入道雲が、今まで晴れていた空を覆い、突然、大粒の雨が降り出しました。

それでも、暑さは全く変わらず30度超えの気温に汗が止まりません。

まだまだ暑い日が続いています。お互いに、健康に留意して、この夏を乗り切りましょう。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax 092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 台風一過、天高く



迷走を続けた台風11号は、小笠原諸島や沖縄などの島しょ部では、最大瞬間風速が40m/sを超え、九州北部でも30m/sを超える暴風が吹き、大濠公園（福岡市）でもヤナギの大木数本が倒れ、日本列島のいたるところで倒木や家屋の一部損壊などの被害が広がりました。

しかし、この台風は、猛暑を少し和らげ、通過した後には秋空が広がりました。



### 助成金情報

## 65歳超雇用推進助成金 65歳超継続雇用促進コース

65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）は、高齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を実現するために、事業所における雇用継続を促進するための助成金です。

この助成金は、労働協約又は就業規則によって65歳以上への定年の引き上げや定年の定め

を廃止して、希望する高齢者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度を導入した事業所や、他社による継続雇用制度を導入して自社の高齢者の継続雇用制度のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成金として支援する制度です。

### 【助成金の対象となる要件】

- ①雇用保険の適用事業所であること
- ②65歳超雇用継続制度の実施
- ③高齢者の雇用の安定等に関する法律の遵守
- ④60歳以上の雇用保険の被保険者が1名以上いること
- ⑤高齢者雇用管理措置の実施

### 【助成金の額】

定年の引き上げ又は定年の廃止、継続雇用制度など、導入する65歳超雇用継続制度とその制度を適用する労働者の人数などによって、15万円から最高160万円です。

※詳細は、お尋ねください。



## 時々レミピ ゴーヤハンバーグ

このところ、夫の幼馴染みなどから、旬の野菜が届きます。

この日は、「ご近所からゴーヤが沢山届けられた。いくついるか。」と夫の実家から電話。立派なゴーヤが3本届きました。

さて、いかに料理するか、と考えて、ゴーヤハンバーグにしました。

①ゴーヤを洗い②横に2つに切り、種を取り除き③準備していたハンバーグのタネを詰め、輪切りに④フライパンで焼けば出来上がりです。ゴーヤのほのかな苦みが、ハンバーグよりちょっと大人の味を感じます。



人事労務センターホームページ  
<https://roumu.b-souken.com>  
Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 最低賃金制度

### Q&A

Q：最低賃金制度による最低賃金額は、どのようにして決定されるのですか？

A：最低賃金制度とは、最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）に基づいて、働く人の最低賃金額を国が定める制度です。

Q：最低賃金額というのは、どんな意味があるのですか？

A：最低賃金法は、第一条で「賃金の低廉な労働者」の「賃金の最低額を保障」し、「労働条件の改善を図り、」「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」、「事業の公正な競争の確保」し、「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」としています。

Q：「賃金の最低額を保障」というのは、どんなことですか？

A：最低賃金法では、使用者に対して「最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない」と規定し、「労働契約で最低賃金に達しない賃金を定めるものは、無効とする。」と定め、違反すると罰則を定めています。

Q：それはどんな罰則規定ですか？

A：最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は、50万円以下の罰金が定められています。

Q：最低賃金額は、時間額で定められているので、正社員の場合、月額賃金で支払われている場合は、関係ないのですか？

A：月額賃金の場合も時給に換算して1時間単価の賃金が最低賃金額未満であれば、罰則規定の対象となります。

Q：どのような計算をするのでしょうか？

A：月給を以下のように1時間単価に換算した額が最低賃金額以上になることが必要です。

$(\text{毎月決まって支給する基本給等} \times 12 \text{ ヵ月}) \div (\text{年間所定就労日数} \times 1 \text{ 日所定労働時間})$

※通勤手当は含まれません。

※詳細は、お尋ね下さい。

## 地域別最低賃金(2022年)

各都道府県の地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会の地域別最低賃金の目安を受けて審議会を開き、令和4年度の地域別最低賃金の改定額を答申しました。

この答申では、福岡は30円と中央最賃審議会目安通りですが、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島は+2円の32円アップ、沖縄は+3円の33円アップが答申され確定しました。

県名	新最低賃金	アップ額	実施月日
福岡	900円	+30円	10月8日
佐賀	853円	+32円	10月2日
長崎	853円	+32円	10月8日
熊本	853円	+32円	10月1日
大分	854円	+32円	10月5日
宮崎	853円	+32円	10月6日
鹿児島	853円	+32円	10月6日
沖縄	853円	+33円	10月6日

## あとがき

子どもたちにとっては、楽しい思い出作りで夢いっぱい夏休みのはずでしたが、コロナ渦が収まらず、今年も楽しみが奪われました。

帰省を迎える側の私たちも“今年こそ孫たちと久しぶりに楽しいひとときを”と、一生懸命考えた計画は夢と消え、残念無念という感じです。

それでも、日常化している孫たちとのスカイプでの対話は、何物にも代え難い楽しみです。

いよいよ9月、仕事に集中しなければならぬ日常を迎え、気を引き締めなければと思うこの頃です。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax 092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## シチメンソウの紅葉 佐賀市東与賀町・東よか干潟



東よか干潟には今、有明海の風物詩として知られるシチメンソウが紅葉しています。

シチメンソウは、高さは20～40cmのアカザ科の一年草。葉っぱがこん棒状に枝分かかれして伸びた独特の形で、満潮時に潮をかぶり干潮時には干潟になる環境で生育する貴重な「塩生植物」です。

東よか干潟は、東与賀町南端の有明海沿岸から沖合いに広がる広大な干潟。平成27年5月に「ラムサール条約湿地」に登録され、渡り鳥であるシギ・チドリ類の飛来数が、国内約100カ所の中で最も多く確認され、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ツクシガモといった絶滅を危惧されている希少な野鳥も飛来しています。

泥の干潟には、ゴカイや貝類など、豊かな生態系が育まれ、ムツゴロウ、ワラスボなどの国内では、有明海でしか見ることのできない生物が飛び跳ねる姿も見ることができます。



### 法改正情報

## 残業時間月60時間超は 150%の割増賃金支払 2023年4月1日施行

2023年4月1日以降、これまで中小企業では適用が猶予されていましたが法定労働時間を超える残業時間が月60時間を超える場合、使用者は150%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

具体的には、①法定時間を超える残業時間が60時間以内は、125%の割増賃金②法定時間を超える残業時間が60時間を超えるとその時間は、150%の割増賃金③深夜労働の場合は175%となります。この残業時間には、休日労働時間数は含まれず、従来の135%です。

法の施行まで、あと5か月。就業規則の変更改訂や勤務体制の改善など取り組むべき仕事を整理して準備を進めることが求められています。

※詳細は、お尋ねください。



## アスパラの豚バラ巻き

近所にアスパラガスの無人販売所があります。

これは生産者さんが軒先で、出荷の規格外品を割安で直売しているもので、ちょこちょこ利用しています。

この日は、それなりの太さで、穂先がちょっとだけまがっているだけで40本で200円。早速、料金箱にお金を入れ購入し、料理しました。

①アスパラを洗い、根元を1cm程落とし、根元から10センチ位上まで、ピーラーで丁寧に皮をむく②豚バラの薄切り肉をまな板に伸ばしてアスパラを巻く③フライパンを温め油を敷く④塩コショウをしてフライパンで焼けば出来上がりです。



人事労務センターホームページ  
<https://roumu.b-souken.com>  
Eメール : [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 国民年金保険料の 免除・猶予制度

### Q&A

Q：国民年金保険料の免除や納付猶予制度があると聞きましたが、どんな制度ですか？

A：経済的に保険料の納付が困難である場合など一定条件を満たす方々への救済措置として「全額免除」「一部免除」「納付猶予」「学生納付特例」があります。

Q：4つの制度は、どのような制度ですか？

A：「全額免除」と「一部免除」は、所得などの条件により保険料の納付が免除される制度です。免除額は、①全額免除、②一部免除（4分の3、半額、4分の1）があり、審査によって1か月単位で免除されます。

Q：制度利用のメリットはありますか？

A：免除期間は、年金受給資格期間に反映されますが、②一部免除の場合は、減額された保険料を納付しない限り、「未納」扱いとなり、年金受給資格期間には算入されません。

「未納」だと、2年前までしか遡って納められませんが、免除制度では、「追納」として、遡って10年前の分まで納めることができ、「追納」すると老齢基礎年金額が増えます。

また、「未納」だと障害基礎年金や遺族基礎年金を受けとることが出来ない場合があります。

Q：失業して保険料納入が難しい場合は？

A：失業した場合に保険料免除・納付猶予制度の特例申請を行うことができます。

この制度は原則、失業した年またはその翌年に申請した場合に適用されます。

「学生納付特例」は、学生の方が対象で、保険料の納付が1年毎に猶予されます。

※免除・納付猶予制度について、詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

※適用される制度によって違いがありますが、審査の際には、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となります。申請をし、審査が通った場合に適用されます。

## コスモス 見ごろちょっと遅れ



今年は、コスモスの花が咲くのが遅いと思いませんか？

いつも、コスモスの花を楽しみに、秋月に行ったり、佐賀空港のコスモス公園に行ってみましたが、どこのコスモスも、例年に比べると3～4割程度の開花で、見頃とは言えない寂しい光景でした。

公園の方たちは、“コスモス祭”と銘打って、のぼり旗をなびかせ、満開の花のチラシを配りながら「今年は、まだちょっと早かったですね」と済まなさそうにされていました。

（写真は、佐賀空港にて）

### あとかき

皆さんお元気ですか？人事労務通信も今月号で117号となりました。発行する度に皆様から、あたたかい感想を頂くので元気を貰います。

つい先日まで、暑い暑いと言っていましたが、10月に入ってからは、朝晩は急に気温が下がり肌寒さを感じています。外に出るたびに「寒い」と声を上げています。

ついこの前、秋冬服から、夏服へと衣替えをしたばかりなのに、今はまた、秋冬服を急いで取り出す始末です。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-982-4188  
Fax 092-982-6170  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 電話番号とFAX番号が変わります

人事労務センターの新しい電話番号とFAX番号

電話番号:092-982-4188

FAX番号:092-982-6170

※変更日未定ですが、よろしくお願いします。

## ナンキンハゼが紅葉

ナンキンハゼが、すっかり色づきました。この樹は、鳥が運んできたもので、今年、夏前に、知り合いの造園業者の方に庭木の剪定をお願いし、きれいに色づきました。



スタ  
コラ

## ジェンダー平等を考える 大隈 昭子

今、「男性中心企業の終焉」—サブタイトルは、「経済停滞にあえぐジェンダー後進国からの脱却」という本を読んでいます。

第一刷発行が2022年10月20日、まさに発行されたばかりの本です。

作者は、男女雇用機会均等法が施行(1985年)されて3年後、朝日新聞社に入社し、その後、フリーのジャーナリストとして転身して活躍されている浜田敬子さん。幅広い年代の多くの女性たち取材し、自らの体験も交えて執筆されている内容は、共感することが沢山ありました。

内容は、スイスに本部を置く非営利団体「世界経済フォーラム」が毎年発表している“ジェンダーギャップ指数”。今年、日本の順位が146か国中の116位と発表され、特に、引き下げているのは政治分野139位、経済分野121位の2分野。経済分野の足を引っ張っているのは、

男女の賃金格差の大きさと、管理職や役員における女性の少なさで130位です。

“女性が、その個性と能力を發揮できる社会を実現するために”と制定された女性活躍推進法(2015年)は、企業に「数値目標を盛り込んだ行動計画」を策定・公表することも義務付けられています。にもかかわらず、「日本のジェンダー格差が一向に改善しなかったのは、“なぜなのか”」と、多くの働く女性を取材しながら、原因を掘り起こしていく手法で説明されています。

「両立支援制度が強化した性別役割分業意識」の項目では、両立支援制度の普及によって、「確かに出産による女性の退職を防ぐことには繋がった。」が「この制度を使っているのは、『誰か』」と問題提起し、「男性が大黒柱として稼ぎ、家事育児を担うのは女性という意識が根強く残ったままで制度が充実されれば、多くの企業で『女性のための制度』とうたっていないくても」、「育休は当然女性が取るもの、育児のための短時間勤務は女性が取るものという暗黙の了解が定着してきた。」と、その本質が「性別役割分業意識を固定」させていると分析しています。

私は、この問題提起と分析に、戸惑いとショックを覚えました。

それは、私が社労士の日常業務として、両立支援制度の普及・推進をしてきたからです。この本の「おわりに」では、「気候変動問題とジェンダーには共通点が多く」、日本は、この「2つの課題で『後進国』と言われている」とし、さらに、「なんとなくこれまでの慣行のまま無意識で差別を放置し、良かれと思ってやっていることが、今では差別につながっている人」ともあり、「自ら変わらないのは、現状を正しく認識し」「改善しようとしないうことだ」との指摘は、じっくりと考えてみる必要があると感じました。



## 「時間単位の年次有給休暇」の取得要件

### Q&A

Q：通院や子どもの学校行事への参加など、有給休暇を時間単位で取れる制度にする

ために必要なことは、どのようなことですか？

A：年次有給休暇は、1日単位で付与（取得）する原則です。そのため、時間単位の年次有給休暇を導入する場合には、就業規則に「年次有給休暇の時間単位での付与」について定め、労働者の過半数を組織する労働組合または過半数を代表する者との間で、書面による労使協定を締結する必要があります。

Q：労使協定は、どういう内容で締結すれば良いのでしょうか？

A：労使協定の内容は、次のとおりです。

- ①時間単位の年休の対象者の範囲
- ②時間単位の年休の日数（1年に5日以内の範囲となります）
- ③時間単位年休1日分の時間数（1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位に相当するかを定めます）
- ④1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数（2時間単位など1日の所定労働時間を上回らない整数の時間を単位とします）

Q：弊社では、1日の所定就労時間が7時間30分ですが、時間単位で付与（取得）した後の30分はどうなるのでしょうか？

A：1時間に満たない端数がある場合は、切り上げて1時間の取得が可能となり、時間単位の有給休暇は8時間となります。

Q：時間単位の有給休暇としては30分多く取得できるということですか？

A：その通りです。15分でも1時間に満たない端数は、1時間の取得が可能となります。

※年次有給休暇付与日数が10日以上すべての労働者に対し、年5日の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となっていますが、時間単位年休の取得分については、確実な取得が必要な5日から差し引くことはできません。ご不明な点はお気軽にご相談下さい。

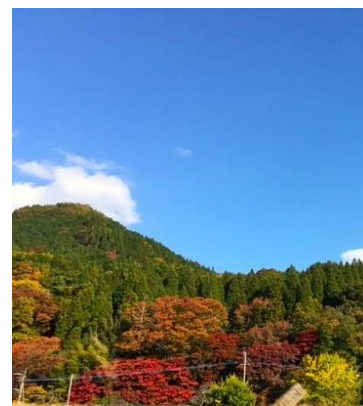
## コスモス満開 キリンビール福岡工場 「キリンコスモスフェスタ」3年振り開催



先月号の通信に、例年に比べるとコスモスの開花が遅いとの記事を書きましたが、それから、1週間後にキリンビール福岡工場前のコスモス園に行くと、満開のコスモスに多くのファンが集い、大いに賑わっていました。

### あとかき

コロナ渦で、不自由な日々が続きますね。先日、友人からの便りで「いつになったら以前のように大勢でワイワイがやがや、何か作りあげたり、食べたり出掛けたり、歌ったりできるのかなー」とのつぶやきがありました。私も同感です。こんな便りをもらうとあの人、この人いろんな友人・知人の顔が浮かび、会いに行きたい衝動にかられます。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
**人事労務センター**  
 〒812-0011  
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
 ☎ 092-982-4188  
 Fax 092-982-6170  
 Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 電話番号とFAX番号が変わります

人事労務センターの新しい電話番号とFAX 番号

**電話番号:092-982-4188**

**FAX 番号:092-982-6170**

※変更日は12月13日です。よろしくお願ひします。

## 名島橋にサンタさん

### 福岡市東区



先日国道3号線を車で走っていたら、名島橋の親柱がサンタさんの装いになっていました。

昨年もサンタさんが、飾られていたなあーと思いつつ車窓から眺めていたら、

大きなサンタさんの出現にびっくり。この親柱は、登録有形文化財に指定されており、サンタの装いは、名島橋が“喜寿”を迎えた2010年から校区の自治協議会が遊び心で演出していると紹介されていました。



## 働く女性の母性健康管理

### 厚労省と都道府県労働局がパンフ発行

「妊娠中又は出産後も働き続ける女性が増加するとともに、少子化が一層進行する中で、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することは、社会にとっても重要な課題」との、「働く女性の母性健康管理のために」と、このほど、厚生労働省からパンフレットが発行されました。

内容は、労働基準法による母性保護規定として①産前産後の休業②妊婦の軽易業務への転換や危険有害業務の就業制限③変形労働時間制の適用制限や時間外労働・休日労働・深夜業務の制限④育児時間の請求権などが、罰則規定を定められていること。や、さらに、男女雇用機会均等

法においては、母性保護に関する法律が拡充され、事業主は、女性労働者が妊産婦のための保健指導又は健康診査を受診するために必要な時間を確保することが規定され（法第12条関係）、①妊産婦の保健指導又は健康診査を受ける時間の確保として、妊産婦の診察や諸検査と、その結果に基づいて行われる個別の



保健指導を受ける時間の確保②健康診査後、医師等から指導を受けた場合、勤務時間の変更や勤務の軽減措置を講じること。③妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止④妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置⑤事業主と労働者の紛争が生じた場合の紛争解決の援助および行政指導の実施と必要な場合には企業名の公表などが規定されていることが紹介されています。



## フロコリー茎のザーサイ風



つれあいの幼馴染で農家さんからは、今回は、立派なフロコリーをいただきました。茎がもったいないので、ザーサイ風に作り、今まで、捨てられていた茎を美味しくいただきました。

①茎の皮をやや厚く向きやすい輪切りにし、濡らしたキッチンペーパーをかぶせて2分程度電子レンジで加熱する②ごま油、ラー油、しょうゆ、塩少々、鶏ガラスープの素小さじ1（これがポイントかも）を混ぜ合わせた容器に、熱いうちに入れて和える③粗熱が取れた後、ラップをして冷蔵庫でなじませると出来上がり。

\*少し硬めだと食感がいい。

## 「健康保険の限度額適用認定証」の申請

### Q&A

Q:「健康保険の限度額適用認定証」の申請をすすめられました。なぜでしょうか。

A:「健康保険の限度額適用認定」制度は、入院や通院で医療費が高額になる場合、健康保険被保険者の窓口負担を軽減する制度、「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することで、保険適用内の医療費の支払いを、自己負担限度額までにすることが出来ます。

Q:手続きはどうすればいいのでしょうか?

A:「協会けんぽ」の各都道府県支部に、「健康保険の限度額適用認定」の申請手続きをすることが必要です。

Q:「協会けんぽ」の各都道府県支部への申請手続きはどうするのでしょうか?

A:医療機関の窓口で相談するとある場合があります。または、全国健康保険協会のホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp> からダウンロードすることができます。この「限度額適用認定申請書」に必要事項を記載して申請します。

Q:どこで手続きするのでしょうか?

A:お手元にある健康保険証に記載されている全国健康保険協会〇〇支部です。認定申請は、現在、郵送での手続きとなっています。

Q:申請すれば、すぐに認定証はもらえますか?

A:認定証の発行までの目安は、1週間程度だと思えます。お急ぎの場合は、事前に協会けんぽに問い合わせされることをお勧めします。

※自己負担限度額は、70歳未満と70歳から74歳までなどの所得区分によって月額で決まっています。  
※食事代や保険適用とならない費用(差額ベッド代など)は別途お支払いが必要です。

## ティラノザウルス出現 巨大わらかかし(福岡・筑前町)

筑前町には、恐竜の王様といわれている「ティラノザウルス」の巨大わらかがしが展示されています。

巨大わらかがしは、「五穀豊穡を祈願し、角材や竹で作った骨組みに「とば網」と呼ば



れる編み込んだわらで肉付けし、造形したもので、製作期間は約2か月。筑前若者会を中心に、町のみなさん、ボランティアのみなさんなど沢山の方々のご協力を得て完成しました。と紹介されています。今回の「ティラノザウルス」は、8作目の作品です。

### あとかき

いよいよ、2022年も押し迫り、師走の街は、色とりどりのイルミネーションによって、賑やかさを増しています。街を歩くのも何となく



ウキウキ感があります。安全に健やかに今年を締めくくり、新年を穏やかに迎えたいものです。

今年、健康づくりのウォーキングのために取得した吉野ヶ里歴史公園の年間パスポートが期限切れになっていますが、もう一度初心に帰って再取得し、健康づくりに精を出したいなと思っています。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)